

不正行為への取組

【研究活動上の不正行為に関する通報窓口の設置について】

本学では、公的研究費等の不正行為の防止等に資するため、「大阪大谷大学・大阪大谷大学短期大学部研究活動コンプライアンス推進規程」を制定しています。

この規程において、研究活動に係る不正行為や公的研究費等に係る不正使用に関する通報（相談）を受け付ける窓口を、次のとおり設置しています。

[「大阪大谷大学・大阪大谷大学短期大学部研究活動コンプライアンス推進規程」はこちら》》》](#)

通報（相談）窓口：大阪大谷大学・大阪大谷大学短期大学部 総務課
窓口対応責任者：総務課長
住 所：〒584-8540 大阪府富田林市錦織北 3-11-1
電 話：0721-24-0381（内線 2433）
電子メール：soumu@osaka-ohtani.ac.jp
迷惑メール対策のため、“@”を全角にしています。“@”を半角に変換してご入力ください。

※電話による受付時間は平日 9 時～17 時 30 分

（日曜日、土曜日、祝日、年末年始の休日を除く）

■対 象

本学における研究活動上の不正行為若しくは公的研究費等の不正使用によるものが対象です。詳しくは前記規程、第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号をご確認下さい。

■留意事項

通報・相談は、本学の運営の適正化に資するために行われるべきものであり、前記規程第 7 条第 1 項に規定しているとおり、誹謗・中傷など不正な意図又は感情によって行っはならない、とされていることに十分留意が必要です。

そのため原則として、顕名で行う仕組みとしています。通報等を受け付ける際には、以下の事項について確認させていただくとともに、調査に当たって通報者に協力を求める場合があります。

- 通報者の氏名・連絡先
- 不正行為または不正な使用を行ったとする研究者
- 不正行為または不正な使用の態様
- 不正行為または不正な使用とする根拠
- 使用された研究資金等
- その他必要な確認事項

なお、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合には、通報者の氏名の公表、懲戒処分その他の必要な措置を執ることがあります。